

平成 30 年 11 月 12 日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号

株式会社 中 京 銀 行

取締役頭取 永 井 涼

中間配当金の支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 11 月 12 日開催の当行取締役会において、第 113 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、お知らせ申し上げます。

敬 具

記

当行定款第 50 条の規定に基づき、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金……………1 株 に つ き 2 0 円

2. 効力発生日ならびに支払開始日……………平成 30 年 12 月 10 日(月)

以 上

・ 中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（振込ご指定の方には、配当金振込先ご確認のご案内）および中間配当金計算書は第 113 期営業の中間ご報告と同封のうえ、きたる平成 30 年 12 月 7 日（金）に、お届け出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

・ 中間配当金に関する取締役会決議ご通知郵送廃止のお知らせ

これまで株主の皆さまに郵便はがきでお知らせしておりました「中間配当金の支払いに関する取締役会決議のお知らせ」は、今期より同はがきのご郵送を廃止させていただきました。

株主の皆さまには、今後とも何卒よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。